

# 第2期甲府市武田氏館跡歴史館 指定管理者募集要項

令和7年8月

甲府市教育委員会

## 目 次

1	指定管理者公募の趣旨及び目的	1
2	施設の設置目的	1
3	施設の概要	1
4	指定管理者が行う業務の概要	2
5	責任分担	2
6	指定期間	4
7	指定管理者が行う管理の基準	4
8	指定管理に関する経費等	5
9	自主事業に関する経費等	6
10	指定管理者の申請資格	6
11	申請手続き等について	7
12	申請にあたっての留意事項	8
13	指定管理者の選定・指定	8
14	協定の締結	9
15	その他注意事項	9
16	問合わせ先及び書類の提出先	9

## 第2期甲府市武田氏館跡歴史館指定管理者募集要項

### 1 指定管理者公募の趣旨及び目的

甲府市では、甲府市武田氏館跡歴史館（以下「施設」という。）の管理運営を効率的かつ効果的に実施し、施設の機能を最大限に活かした質の高いサービスの提供を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び「甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例」（平成17年条例第16号）第4条及び「甲府市武田氏館跡歴史館条例」（平成30年条例第24号）第5条の規定に基づき、指定管理者を募集します。

### 2 施設の設置目的

武田神社への参拝者も含め、国史跡武田氏館跡を訪れる多くの来訪者に戦国大名武田氏三代の居館としての歴史的、文化的価値を伝え、理解を深めるとともに、その情報を発信して現地へ誘うために整備されたガイダンス施設です。合わせて、館とともに成立した「甲府」を語り、誇るべき歴史遺産を地域住民とともに共有し、地域の活性化につながる活動拠点として利用することを目的とします。

### 3 施設の概要

- (1) 名称 甲府市武田氏館跡歴史館  
(愛称) 信玄ミュージアム
- (2) 所在地 甲府市大手三丁目1番14号
- (3) 沿革 平成31年4月5日 開館
- (4) 施設の規模
- ア 敷地面積 2,931.15㎡
- イ 建物面積(延床面積) 885.02㎡
- ウ 建物構造 木造・平屋建
- エ 建物の名称

名称	面積等	備考
総合案内	81.75 m <sup>2</sup>	事務室含む
常設展示室	124.21 m <sup>2</sup>	
特別展示室	227.07 m <sup>2</sup>	シアタールーム定員30名
風除室・機械室・通路他	117.49 m <sup>2</sup>	
学習室	178.54 m <sup>2</sup>	※「旧堀田古城園」として国登録有形文化財になっています。
茶室	14.53 m <sup>2</sup>	
長屋棟	91.90 m <sup>2</sup>	
離れ(南・北)2棟	48.02 m <sup>2</sup>	
木戸門	1.51 m <sup>2</sup>	

※詳細図面は別紙参照

### (5) 過去実績

	令和4年度 (教育委員会運営)	令和5年度 (指定管理者運営)	令和6年度 (指定管理者運営)
施設利用者数	148,323 人	179,092 人	175,833 人
特別展示室 利用者数	22,463 人	28,379 人	22,942 人
開館日数	306 日	323 日	324 日
観覧料	4,540,740 円	5,912,040 円	4,712,580 円

#### 4 指定管理者が行う業務の概要

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとします。

詳細は、別紙『第2期甲府市武田氏館跡歴史館指定管理者業務仕様書』5ページ第3を参照すること。

- 1 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 2 施設の運営等に関する業務
- 3 施設の広報、誘客促進に関する業務
- 4 事業計画及び企画等（展示を含む）に関する業務
- 5 施設の設置目的に沿った普及啓発及び利便性の向上に関する業務（自主事業の実施）
- 6 指定管理の開始、終了及び期間中の報告に関する業務
- 7 その他関連する業務

#### 5 責任分担

甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と指定管理者における責任分担は、次の表のとおりです（各事項の区分に応じ、「○」が責任を負う）。ただし、指定管理者の故意・過失、協定書・契約書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡にかかわらず、指定管理者が購入・修繕等を行うこと。

また、指定管理者が施設、設備、備品の改修等を行った場合、指定管理者は、当該資産の所有権を放棄、又は原状回復するものとします。

なお、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と教育委員会が協議して定めるものとします。

#### 甲府市教育委員会と指定管理者における責任分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議とします。

リスクの種類	概要	負担者		
		市	指定管理者	協議(分担)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの			○
	それ以外のもの		○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加			○
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○	
法令変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税(地方消費税を含む)率等の変更	○		
	法人税・法人住民税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更		○	

	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
	それ以外のもの	○		
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
組織再編行為等	指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、必要な対応をするために発生する費用		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	設備・備品について（※1）		○	
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、又はまたは被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
各種保険等への加入	利用者に係る賠償責任保険（※2）への加入		○	
災害時対応（※3）	待機体制の確保、被害調査、報告、応急処置		○	
	指示等	○		
	災害復旧	○		
業務終了時の費用	指定管理業務が終了した場合、又は指定取消しを受けた場合における撤収・復旧費用		○	
不可抗力（※4）	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※1 費用額は、内容に応じて費用負担の一部について、教育委員会と指定管理者で協議を行うものとし、

※2 加入する賠償責任保険

指定管理者は、教育委員会と指定管理者双方が被保険者となる賠償責任保険に加入すること。加入する賠償責任保険の補償額等については、施設の規模に適した内容とし、最低補償額については、次のとおりです。なお、保険料については、指定管理者がこれを負担するものとし、加入後は速やかに証書の写しを教育委員会に提出すること。

対人・対物賠償 1名につき 1億円以上  
1事故につき 1億円以上

※3 対応の詳細については、「災害時における施設利用の協力に関する協定書」を締結し、一次的な避難地として利用するため、協定締結時に取り決めることとなります。

※4 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症の流行等

## 6 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定します。

なお、この期間は、甲府市議会の議決後に正式な指定期間となります。

## 7 指定管理者が行う管理の基準

(1) 開館時間 午前9時から午後5時まで

(2) 休館日

ア 毎週火曜日(その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その翌日)ただし、1月1日から1月3日まで、及び4月29日から5月5日までは開館日となります。

イ 12月29日から12月31日まで

なお、指定管理者は、特別な理由があると認めた場合は、教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、もしくは休館し、又は開館時間を変更することができるものとします。

(3) 基本業務

詳細については、別紙『第2期甲府市武田氏館跡歴史館指定管理者業務仕様書』5ページ第3を参照すること。

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」という。)の規定を遵守し、個人情報の保護に努め、運営管理を行うものとします。

指定管理者は、保護法上、「個人情報取扱事業者」に当たり、保護法第66条第2項により行政機関の長等の安全管理措置義務が準用されているため、行政機関と同様の安全管理措置義務を負うものとします。よって、仕様書に定める安全管理措置を遵守すること。

なお、指定管理者は個人情報取扱事業者に対する罰則が適用されるとともに、指定管理者(指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。)の従業員(従業員であった者を含む。)が以下の不正行為を行った場合、保護法第176条又は第180条の罰則が適用されます。

- ・ 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき(保護法第176条)。
- ・ その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき(保護法第180条)。

(5) 関係法令等の遵守

指定管理者は、施設の管理運営にあたって関係法令、関係条例等を遵守するものとします。

特に国指定史跡の指定地内ですので、敷地内の現状変更には文化庁の許可が必要です。

(6) 利用者の安全等に配慮した管理

施設は不特定多数の者が来場するため、指定管理者は年間を通じて来館者の安全はもとより、施設利用者に配慮した管理運営を行うものとします。

(7) 自己評価の実施

指定管理者は、業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見をアンケート等で聴取することに加え、管理運営事業に関するセルフモニタリングを実施することとします。

(8) その他

業務及び管理の基準の細目的事項は、教育委員会と指定管理者が協議の上、基本協定書及び年度協定書で定めるものとします。

8 指定管理に関する経費等

指定管理者は、次に掲げる収入をもって施設の管理運営を行うものとします。

(1) 指定管理料

教育委員会は指定管理者に対し、「指定管理業務に必要な経費（指定管理の対象経費）」から「利用料金の収入見込額」を差し引いた額を、予算の範囲内で年度ごとに支払います。指定管理料の具体的な額及び支払い方法は、応募者提案の額に基づき教育委員会と指定管理者が協議の上、年度協定書で定めることとします。

指定管理者が教育委員会の示した水準どおり業務を確実に実施する中で、利用料金収入及び事業収入の増加、経費の節減等、指定管理者の経営努力により生じた一定の余剰金については、指定管理料との相殺は行いません。

ただし、収支報告において多額の収益がある場合は、収益の一部を本市に納付することとします。なお、収益納付額については、具体的にご提案いただき、評価審査の対象となります。

また、指定管理者による管理運営が、本募集要項や仕様書、協定書で定めた水準を満たせていないことが合理的に認められ、教育委員会から提示された改善活動を行わなかった場合、指定管理料を減額することがあります。

なお、消費税法及び地方税法の改正によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合には、教育委員会と指定管理者の間で協議し、相当額を加減して支払うものとします。

指定管理料の提案にあたっては、次の限度額以内とします。

**限度額（5年間の総額） 183,271千円（消費税相当額を含む）**

(2) 指定管理料に含まれる経費

指定管理料には次のとおり原則として管理運営業務に必要な一切の経費が含まれます。

ア 人件費（報酬、賞与、共済費、交通費等）

イ 管理運営費（消耗品費、修繕費、光熱水費、委託料、賃貸借料、電信電話料等）

ウ 広告費（印刷製本費、広告料、郵送料等）

エ 事業費（報償費、旅費）※自主事業に関する経費は含まれない。

オ その他経費（手数料、保険料、公租公課）

(3) 利用料金

特別展示室の利用料金については、地方自治法第244条の2第8項に基づき利用料金制とし、施設の利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とします。

なお、利用料金の額は「甲府市武田氏館跡歴史館条例」第8条の規定に基づく額を上限として指定管理者が教育委員会の承認を得て定めることができるものとします。

(4) 管理口座の開設

指定管理業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、必要な帳簿を作成し、指定管理者自体の口座とは別に指定管理業務の専用口座を開設して管理すること。

なお、通帳あるいは口座情報に関しては、実績報告等において適切な執行が行われているか確認を求める場合があります。

## 9 自主事業に関する経費等

### (1) 自主事業の内容

基本的に施設の設置目的の達成に寄与する事業内容とします。そのため、事業内容を十分精査した上で、施設の不当な利用、あるいは集客や収益だけを目的としているとみなした事業は、実施を認めないことがあります。

### (2) 自主事業により得た収入

指定管理者は、自主事業を企画、主催し、参加者から参加費等を徴収することができます。自主事業の充実により施設の設置目的に寄与するとともに、指定管理者の運営基盤の安定化を図ることができることから積極的に企画立案し、実施するものとします。

講座や体験学習などの参加費や材料費等の徴収額は、事業内容に応じた市場価格を参考に、利用者へ大きな負担をかけないように配慮することが求められますが、自主事業による収益は、指定管理料とは別に指定管理者の収入とすることができます。

ただし、収益の一部を施設全体の管理運営経費として補い、事業の充実を図ることができるものとします。

### (3) 自主事業の実施に関わる経費

指定管理者の裁量と負担において実施する事業費であるため、その経費は指定管理料には含まれません。

### (4) 施設における飲食物販導入の考え方

本施設は、年間で約50万人近い来訪者がある武田神社に隣接し、参拝者を含めた利用者が飲食を取りながら休憩し、ゆったりと甲府の歴史について学ぶ施設としての活用が望まれます。そのため、利用者の利便性を高め、施設利用を促進する飲食物販の自主事業を行うことができることとします。ただし、本施設建設に際しては国庫補助金を利用していますので、自主事業であっても飲食物販可能な施設は、長屋棟と北離れに限定されます。

なお、敷地内においては長屋棟前の中庭や芝生広場等の屋外の利用は可能です。

### (5) 飲食物販で得られた収入

飲食提供及び物品販売は自主事業になるため、収益は指定管理者の収入となります。

## 10 指定管理者の申請資格

指定管理者の申請資格を有するには、法人その他の団体（以下「法人等」という。）、又はその共同体であって、次の要件のすべてを満たす必要があります。

### (1) 法人等及びその代表者が次の事項に該当しないこと。（欠格事項）

ア 法律行為を行う能力を有しない者。

イ 破産者で復権を得ない者。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者。

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから3年を経過しない者。

オ 税を滞納している者。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員、又は同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体、及びその利益となる活動を行う者。

キ 「13 指定管理者の選定・指定」に示す選定委員会の委員の属する法人等。

### (2) 共同体を構成して申請する場合は、次の点に留意すること。

ア 代表団体は、共同体における責任割合が最大であること。

イ 共同体の構成員は、単独、又は他の共同体の構成員となって申請を行うことはできない。

ウ 申請書の提出後は、共同体の代表団体及び構成員の変更はできない。

### (3) 申請時において法人等が設立されていない場合は、次の点に留意すること。

ア 申請時に、設立に向けた規約案、速やかに設立する旨の確約書、その他教育委員会が必要と

認める資料を提出すること。

イ 甲府市議会における指定管理者の指定の議決（令和4年12月議会）までに登記事項証明書（法人登記簿謄本）、又は登記申請が法務局において受領されたことを証する書類を提出すること。

## 11 申請手続き等について

### （1）募集要項の配付

- ア 配付期間 令和7年9月12日（金）まで  
午前9時から午後5時まで（ただし、土日・祝日は除く。）
- イ 配付場所 〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18-1 本庁舎9階  
甲府市教育委員会歴史文化財課  
※ 上記配付期間中は、本市のホームページからもダウンロード可能なため、原則、郵送での配付は行いません。

### （2）現地見学会

- ア 実施日時 令和7年8月20日（水）・21日（木）午後1時から
- イ 集合場所 甲府市武田氏館跡歴史館
- ウ 申込方法 令和7年8月18日（月）午後5時までに「現地見学会参加申込書（様式5）」にて  
FAX、又は電子メールで申し込んでください。  
※ 1団体3名までとします。

### （3）募集に関する質問

- ア 提出期限 告示日から令和7年8月29日（金）まで  
午前9時から午後5時まで
- イ 質問方法 「募集に関する質問書（様式6）」にてFAX、又は電子メールで提出すること。  
※ 電話及び口頭による質問には、回答しない。
- ウ 回答方法 令和7年9月5日（金）までに、質問及び回答の内容については、本市ホームページに掲載する。

### （4）参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和7年9月12日（金）まで  
午前9時から午後5時まで（ただし、土日・祝日は除く。）
- イ 提出方法 参加表明書は、持参もしくは郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は必着かつ送達過程が記録される方法（一般書留・簡易書留等）に限る。  
※ 電子メール、FAX、普通郵便での提出は受け付けない。

#### ウ 提出書類

##### （ア）参加表明書（様式1）

- ・ 共同体での申請の場合、共同体構成員届（様式1-①）
- ・ 各団体の役割、責任分担に関する事項（様式1-②） ※ 共同体の場合
- ・ 誓約書（様式1-③）

##### （イ）登記簿謄本、定款、寄付行為、団体規則その他これらに類する書類

- （ウ） ・ 直近3年間の納税証明書（法人においては法人及び代表者のもの。法人以外の団体においては団体の代表者のもの）
- ・ 所轄税務署発行の納税証明書（法人税、又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税など、税を滞納していないことの証明）
  - ・ 自治体発行の納税証明書（市税が課税されている場合に、市税を滞納していないことの証明）

##### （エ）貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費の明細のあるもの）、又は収支予算書及び収支決算書

(オ) 団体の概要書（様式2）

※ 参考となる資料がある場合は添付すること。

エ その他

提出書類の差し替え等は、提出期間内に限り行うことができます。

(5) 事業提案書

事業提案書類は、A4判とし、正本1部、副本7部（コピー可）の合計8部及び電子媒体（CD-ROM等）1枚を提出すること。

(6) 申請書の提出先及び受付期間

ア 提出先 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎9階

甲府市教育委員会歴史文化財課

イ 受付期限 令和7年9月19日（金）まで

午前9時から午後5時まで（ただし、土日・祝日は除く。）

※ 申請書は持参もしくは郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は必着かつ送達過程が記録される方法（一般書留・簡易書留等）に限りませぬ。

※ 電子メール、FAX、普通郵便での提出は受けませぬ。

12 申請にあたっての留意事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 次の「13 指定管理者の選定・指定」に関わる選定委員会の委員、申請に関する業務に従事する教育委員会職員、又は関係者に対し、申請について不正な接触をし、又は接触を求めた場合、その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った事実が認められた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載、又は不正行為があった場合
- (3) 本要項「10 指定管理者の申請資格」を満たしていないことが判明した場合、又は満たさなくなつた場合
- (4) その他不正行為があった場合

13 指定管理者の選定・指定

(1) 選定委員会による審査

申請者の審査にあたっては、「甲府市公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会設置要綱」の規定に基づき設置された「甲府市武田氏館跡歴史館指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、応募書類の審査である1次審査を行います。その後、面接審査により、全選定委員の技術点の平均点（小数点以下第2位を四捨五入）と価格点を合計した得点が最も得点の高い者を指定管理者の優先交渉権者として、次に高い者を次点交渉権者として選定します。

(2) 選定方法について

選定方法については、別紙「第2期甲府市武田氏館跡歴史館指定管理者の優先交渉権者の選定方法」を参照してください。

(3) 1次審査

提出された申請書類により1次審査（資格審査）を行う。1次審査の結果は、令和7年9月26日（金）までに申請者に文書で通知します。

(4) 2次審査

1次審査通過団体に対し、面接（補足説明・ヒヤリング）による2次審査を行う。日程、場所等については、1次審査通過者にのみ後日連絡します。

(5) 指定管理者の優先交渉権者の決定

選定委員会による選定結果に基づき、2次審査を受けた団体に対して10月初旬までに文書で選定結果を通知します。

(6) 指定管理者の指定

教育委員会は、指定管理者の指定に関する甲府市議会の議決（令和7年12月議会）を経て、指定管理者の指定を行います。

14 協定の締結

(1) 協定の締結

教育委員会と指定管理者は、管理に関する細目的事項、指定管理者に支払うべき管理費用の額（指定管理料）等について協議し、これに基づき協定を締結します。

協定は、指定期間を通じた基本的な事項を定めた「基本協定書」、年度ごとの指定管理料、事業実施に係る事項及びその他基本協定で定められていない事項を定めた「年度協定書」、を締結するほか、教育委員会が必要と認める協定を随時締結するものとします。

(2) 協定で定める事項

- ア 指定期間に関する事項
- イ 管理運営業務に関する事項
- ウ 個人情報保護に関する事項
- エ 守秘義務に関する事項
- オ 業務計画に関する事項
- カ 事業報告に関する事項
- キ 利用料金に関する事項
- ク 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- ケ 教育委員会が支払うべき経費に関する事項
- コ 指定管理者の損害賠償義務に関する事項
- サ 災害時の施設利用等に関する事項
- シ その他教育委員会が必要と認める事項

15 その他注意事項

- (1) 複数の申請（共同体の構成員としての申請を含む。）はできません。なお、本市の他の施設に関して指定の申請をすることは可能です。
- (2) 申請及び審査に際して申請者に係る費用は、すべて申請者の負担とします。
- (3) 申請書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属する。なお、指定管理者の申請書については、基本協定書締結後、個人情報等の適正な取扱いをした上で、本市が公表できるものとします。
- (4) 教育委員会が受理した申請書類は、甲府市情報公開条例（平成12年12月条例第42号）第2条第2項に定める公文書となります。
- (5) 教育委員会が受理した申請書類については、明らかな間違い、又は軽微な修正を除き、内容の変更はできません。
- (6) 申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配付するものとします。また、提出された申請書類は返却しません。
- (7) 指定管理者指定申請書の提出後、申請を辞退する場合は、「辞退届（様式4）」により、届け出ること。なお、辞退した場合も申請書類は返却しません。

16 問い合わせ先及び書類の提出先

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 本庁舎9階  
甲府市教育委員会歴史文化財課  
電話：055-223-7324  
FAX：055-235-5648  
E-mail：rekishibk@city.kofu.lg.jp